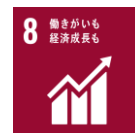


2021年10月1日

各位

株式会社 みちのく銀行



中小企業庁「M&A支援機関登録制度」への登録について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、中小企業庁による「M&A支援機関登録制度」に申請し、M&A支援機関として登録されましたのでお知らせいたします。

当行はこれからも、事業承継の課題をお持ちのお客さまに対し、M&Aを含めた適切なお支援を行い、地方創生の取組みや地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. M&A支援機関登録制度について

本登録制度は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築することを目的に中小企業庁が創設したもので、一定の要件を充足する機関が登録されます。

9月30日より公募中の令和3年度当初予算「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」において、支援機関の活用にかかる費用（仲介手数料等に限る）については、あらかじめ登録されたM&A支援機関の提供する支援にかかるもののみを補助対象としています。

2. 中間結果について

9月30日までに公表された中間結果において、M&A支援機関として登録されたファイナンシャルアドバイザー（FA）および仲介業者は1,828件であり、うち地方銀行が72件、信用金庫・信用組が39件となっています。また、青森県を本店所在地とする金融機関においては、当行を含めて2件です。

3. 中小M&Aガイドライン遵守について

中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」に記載されている事項について、登録M&A支援機関として、登録時に遵守すべき事項を宣言したことの説明を当行ホームページに掲載いたしました。詳しくは下記URLをご参照ください。

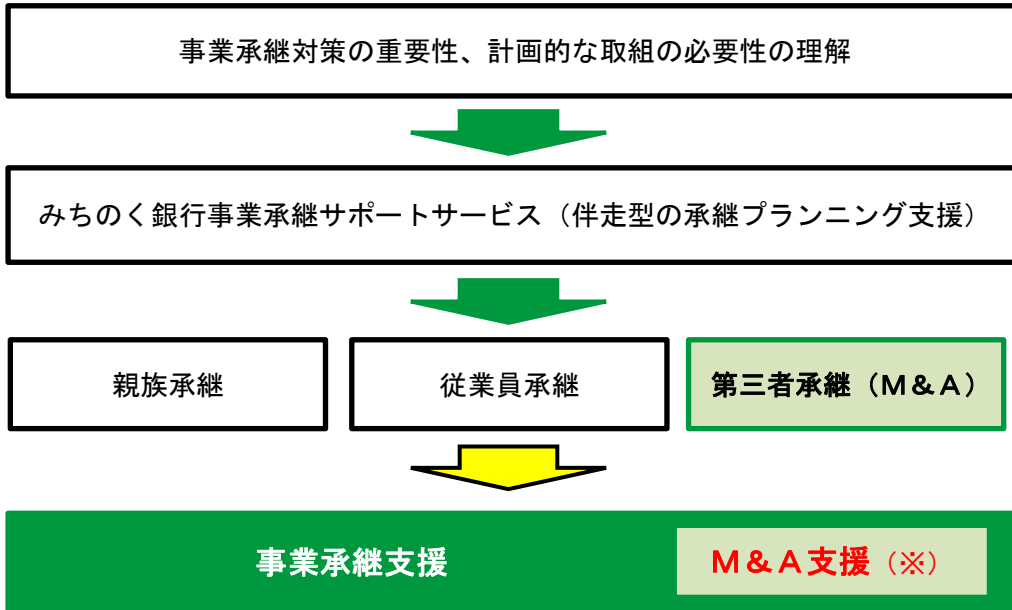
<https://www.michinokubank.co.jp/houjin/keiei/ma-guideline.html>

4. 本件に関するお問合せ先

地域創生部 創業・事業承継支援室（担当：小山内）

TEL：017-774-1252（平日9：00～17：00）

(参考) 当行の事業承継支援体制



※主に仲介業務またはファイナンシャルアドバイザー（F A）業務

以上